

令和5年度

決算に係る健全化判断比率及び  
資金不足比率に関する審査意見書

鹿沼市監査委員

監第18号

令和6年8月19日

鹿沼市長 松 井 正 一 様

鹿沼市監査委員 高 田 悦 夫

鹿沼市監査委員 大 貫 毅

令和5年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率に関する審査意見書の  
提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同第22条第1項の規定に基づき、令和6年7月5日付け総第114号により審査に付された令和5年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率について、鹿沼市監査基準に基づき審査したので、その結果について次のとおり意見書を提出する。

## 令和５年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

### １ 審査の対象

（１）令和５年度決算に係る健全化判断比率

- ア 実質赤字比率
- イ 連結実質赤字比率
- ウ 実質公債費比率
- エ 将来負担比率

（２）令和５年度決算に係る資金不足比率

- ア 水道事業会計
- イ 下水道事業会計
- ウ 公設地方卸売市場事業費特別会計

（３）上記比率の算定の基礎となる事項を記載した書類

### ２ 審査の期間

令和６年７月５日から同年７月３０日まで

### ３ 審査の方法

市長から審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率が関係法令に基づき適正に算定されているか、また、それらの算定の基礎となる事項を記載した書類が関係法令に基づき適正に作成されているかについて審査した。

審査にあたっては、決算書類等との照合を行ったほか、関係部課に質問をし、資料の提出や説明を求めるとともに、決算審査や現金出納検査の結果も参考とした。

### ４ 審査の結果

健全化判断比率及び資金不足比率は適正に算定されており、また、それらの算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されていると認められ、是正改善を要する事項はない。

各比率等については、次のとおりである。

(1) 健全化判断比率について

ア 実質赤字比率

実質赤字は生じていない。

イ 連結実質赤字比率

実質赤字は生じていない。

ウ 実質公債費比率

実質公債費比率は2.3%であり、前年度と比較して0.5ポイント増加している。また、早期健全化基準の25.0%を大きく下回っている。

エ 将来負担比率

将来負担額が充当可能財源額を下回ったため、将来負担比率は算定されなかった。

(2) 資金不足比率について

いずれの事業においても資金不足は生じていない。

(注)

- 1 文中に用いる比率(%)は、国の算定基準に基づいている。
- 2 各表中の符号の用法は次のとおりである。  
「－」…………… 該当数値なし
- 3 各表中、負の値となるものは値の前に「△」を付している。
- 4 用語の定義等は特段の定めがある場合を除き、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則の定めるところによる。

## ■健全化判断比率等の状況

### (1) 健全化判断比率

#### 健全化判断比率

| 比率の名称      | 比率    |       |      | 早期健全化<br>基準 |
|------------|-------|-------|------|-------------|
|            | 令和4年度 | 令和5年度 | 比較増減 |             |
|            | (%)   | (%)   |      | (%)         |
| ア 実質赤字比率   | -     | -     | -    | 12.18       |
| イ 連結実質赤字比率 | -     | -     | -    | 17.18       |
| ウ 実質公債費比率  | 1.8   | 2.3   | 0.5  | 25.0        |
| エ 将来負担比率   | -     | -     | -    | 350.0       |

### (2) 資金不足比率

#### 資金不足比率

| 会計の名称             | 比率    |       |      | 経営健全化<br>基準 |
|-------------------|-------|-------|------|-------------|
|                   | 令和4年度 | 令和5年度 | 比較増減 |             |
|                   | (%)   | (%)   |      | (%)         |
| ア 水道事業会計          | -     | -     | -    | 20.0        |
| イ 下水道事業会計         | -     | -     | -    | 20.0        |
| ウ 公設地方卸売市場事業費特別会計 | -     | -     | -    | 20.0        |